

秋田県公報

目次

ページ

消費者物価統計調査の実施(二四六・統計課).....	1
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(二四七・健康対策課).....	3
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(二四八・大館保健所).....	3
結核予防法による医療機関の指定(二四九・大館保健所).....	4
結核予防法による医療機関の指定(二五〇・秋田中央保健所).....	4
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づき主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設(二五一・県民文化政策課).....	4
家畜伝染病を予防するための検査の実施(二五二・農畜産振興課).....	4
家畜伝染病を予防するための検査の実施(二五三・農畜産振興課).....	5
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二五四・商工業振興課).....	6
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(二五五・商工業振興課).....	7
争議行為の予告(二五六・労働政策課).....	8
都市計画の変更による送付図書の縦覧(二五七・都市計画課).....	8
道路区域の変更(二五八・二六〇・道路環境課).....	8
道路区域の変更及び供用開始(二六一、二六二・道路環境課).....	10
道路区域の変更(二六三・道路環境課).....	11
道路の供用開始(二六四、二六六・道路環境課).....	11
公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事の完了(二六七・下水道課).....	12
建築基準法による道路位置の指定(二六八・山本地域振興局建設部).....	13
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二六九・仙北地域振興局建設部).....	13

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	14
県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部).....	14
土地改良区の役員の変更の届出(秋田地域振興局農林部).....	14
土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部).....	14
県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部).....	14
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	14
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部).....	14
教育委員会告示	
秋田県指定文化財の指定(三二五).....	16
秋田県指定史跡の解除及び秋田県指定文化財の指定(六).....	16
監査委員告示	
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(一).....	17

告 示

秋田県告示第二百四十六号
 秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例(昭和二十五年秋田県条例第七号)第二条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 調査の目的
 県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基に、物価指数その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。
- 二 調査事項
 別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。
- 三 調査の範囲
 (一) 調査市
 能代市、大館市、本荘市、湯沢市、大曲市、鹿角市
 (二) 調査対象者
 調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他の者で調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるもののうちから、知事が選定するもの
- 四 調査の期間
 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 調査の方法
 別表
 主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行う。

食料	品目分類	品 目
		うるち米 もち米 食パン あんパン ゆでうどん 乾めん スパゲッティ 即席めん 生中華めん 小麦粉 もち まぐろ あじ いわし かつお かれい さけ さば さんま たい ぶり いか たこ えび あさり かき(貝) ほたて貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし 煮干し ししゃも 揚げかまぼこ ちくわ かまぼこ かつお節 魚介漬物 魚介つくだ煮 魚介缶詰 塩辛 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン 牛乳 粉ミルク ヨーグルト バター チーズ 鶏卵 キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコリー もやし アスパラガス かんしょ ばれいしょ さといも だいこん にんじん ごぼう たまねぎ れんこん ながいも えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し だいこん漬 はくさい漬 福神漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 りんご みかん グレープフルーツ オレンジ レモン いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちご パナナ キウイフルーツ さくらんぼ みかん缶詰 もも缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース ケチャップ マヨネーズ ジャム カレールウ 乾燥スープ 風味調味料 ふりかけ 液体調味料 ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキゼリー プリン シュークリーム せんべい ビスケット ポテトチップス キャンデー チョコレート アイスクリーム 落花生 チューインガム 弁当 おにぎり 調理パン 冷凍調理ピラフ うなぎかば焼き サラダ コロッケ カツレツ からあげ ぎょうざ 冷凍調理コロッケ 調理カレー 混ぜごはんのもと 煮豆 緑茶 紅茶 茶飲料 インスタントコーヒー コーヒー豆 コーヒー飲料 果実ジュース 果汁入り飲料 野菜

住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物
家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 板材 塗料 畳表取替費 水道工事費 左官手間代 塀工事費 植木職手間代 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 ルームエアコン取付け料 火災保険料	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料	電子レンジ 電気炊飯器 電気ポット ガステーブル ガス湯沸器 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 ミシン 電気アイロン ルームエアコン 温風ヒーター 電気こたつ 電気カーペット 整理だんす 洋服だんす 座卓 食堂セット 食器戸棚 置時計 照明器具 カーペット 上敷ござ カーテン ベッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ やかん たわし レンジ台 蛍光灯 卓上タオル ビニールホース 浄水器 ティッシュペーパー トイレトペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 ラップ 殺虫剤 防虫剤 柔軟仕上げ剤 芳香剤 家事代行料 し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料	婦人着物 婦人帯 背広服 男子着 男子ズボン 男子コート 男子学校制服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス 婦人コート 婦人上着 女子学校制服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 子供セーター 男子シャツ 男子ブリーフ 男子ズボン下 男子バジャーマ ブラジャー 婦人ショーツ スリッパ 子供シャツ 男子靴

<p>教養娯楽</p> <p>テレビ ステレオセット 携帯オーディオ機器(ミニディスクプレーヤー) ビデオテープレコーダ パソコン パソコン用プリンタ ワイプロカメラ ビデオカメラ ピアノ 電子オルガン 学習机 テレビ修理代 ボールペン 鉛筆 マーキングペン ノートブック アルバム OA用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ ゴルフクラブ サッカーボール グローブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 テレビゲーム 人形 がん具自動車 組立がん具 切り花 フィルム コンパクトディスク オーディオ記録媒体(ミニディスク) ビデオテープ ペットフード 植木鉢 園芸用土 乾電池 新聞代 少年誌 趣味教養誌 生活情報誌 パソコン誌 女性誌 週刊誌 辞書 単行本 宿泊料 外国バック旅行 月謝 自動車教習料 放送受信料 映画観覧料 サッカー観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴル</p>	<p>教育</p> <p>PTA会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 私立短期大学授業料 幼稚園保育料 教科書 学習参考教材 補習教育</p>	<p>交通・通信</p> <p>鉄道運賃 バス代 タクシー代 航空運賃 有料道路料金 軽乗用車 小型乗用車 普通乗用車 自転車 ガソリン 自動車タイヤ 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 自動車免許手数料 レンタカー料金 自動車保険料 郵便料 固定電話通話料 移動電話通話料 運送料 通信機器</p>	<p>保健医療</p> <p>感冒薬 解熱鎮痛剤 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 口中剤 漢方薬 紙おむつ 生理用紙綿 浴用剤 コンタクトレンズ用剤 眼鏡 コンタクトレンズ ヘルスメーター 体温計 血圧計 診療代 出産入院料 マッサージ料金 人間ドック受診料</p>	<p>婦人靴 子供靴 運動靴 サンダル 草履 婦人服地 背広服他毛糸 帽子 ネクタイ マフラー 男子靴下 婦人ストッキング 婦人ソックス ベルト 子供タイツ 仕立代 洗濯代 履物修理代 被服貸借料</p>
--	--	---	---	--

<p>諸雑費</p> <p>入浴料 理髪料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラーリング代 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん シャンプーヘアリンス 歯磨き 整髪料 ヘアトニック 化粧クリーム化粧水 乳液 ファンデーション 口紅 ヘアカラー ハンドバッグ 通学用かばん 旅行用かばん 指輪 腕時計 腕時計修理代 男子洋傘 ハンカチーフ たばこ 保育所保育料 印鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 バスポート取得料 通所介護料 振込手数料</p>	<p>フブリー料金 テニスコート使用料 ボウリングゲーム代 プール使用料 美術館入館料 遊園地入園料 マージャン遊技料 馬場入場料 カラオケルーム使用料 現像焼付代 ビデオソフト レンタル料 獣医代 インターネット接続料</p>
--	--

秋田県告示第二百四十七号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻疹予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	医療機関名	予防接種を行う主たる場所所在地
石田 強	石田内科医院	大館市有浦二丁目四の十九

秋田県告示第二百四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ドラッグストア 森調剤薬局	鹿角市花輪字扇の間二番地四号	平成十五年十一月三十日

秋田県告示第二百四十九号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ドラッグストア 森	鹿角市花輪字柳田七十五番地	平成十六年二月二十三日

秋田県告示第二百五十号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
脇本調剤薬局	男鹿市脇本脇本字上野百十一番地四	平成十六年三月十日

秋田県告示第二百五十一号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則（昭和五十三年秋田県規

則第六十四号）第二条第二号の規定に基づき、主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設を次のとおり定め、平成十六年四月一日から施行する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地
秋田県立大館少年自然の家	大館市東字岩神沢三十一番地
秋田県青少年交流センター	秋田市寺内神屋敷三番一号
秋田市太平山自然学習センター	秋田市仁別字マンタラメ二百二十七番地一
秋田県立岩城少年自然の家	由利郡岩城町赤平字長ヶ沢二百六十番地の八
秋田県立保呂羽山少年自然の家	平鹿郡大森町八木沢字大木屋七十三番地

秋田県告示第二百五十二号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的
 ブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オ―エスキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢及び腐蛆病の発生を予防するため
- 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病及び結核病の検査	(一) 秋田市 能代市 横手市 男鹿市 湯沢市 鷹巣町 森吉町 田代町 合川町 二ツ井町 山	実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満のものを除く。)
ヨ―ネ病の検査	(一) 能代市 琴丘町 二ツ井町 山本町 八竜町 大内町 南外村 西木村 千畑町 仙南村 (二) (一)以外の区域	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)
馬伝染性貧血の検査	(一) 以外の区域 (二) (一)以外の区域 本町 八竜町 井川町 大湯村 河辺町 雄和町 増田町 平鹿町 雄物川町 大森町 十文字町 山内村 大雄村 稲川町 雄勝町 羽後町 東成瀬村 皆瀬村	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた牛

腐蛆 <small>モ</small> の検査	秋田市 横手市 大館市 鷹巣町 比内町 森吉町 阿仁町 田代町 合川町 上小阿仁村 河辺町 雄和町 増田町 平鹿町 雄物川町 大森町 十文字町 山内村 大雄村	実施する区域で飼育されている蜂群
豚コレラ、オーエスキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢の検査	県内全域	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた豚

三 実施期日及び場所
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

(一) ブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定める方法による。

(二) 豚コレラ、オーエスキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。

(三) 腐蛆モ病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第二百五十三号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十六年三月十九日

一 実施の目的
家きんサルモネラ感染症、ブルータンク、アカバナ病、チュウザン病、アイノウ

秋田県知事 寺 田 典 城

イルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため
二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	種鶏又はその候補鶏であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認められたもの
ブルータング、アカバネ病、チユウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認められたもの

三 実施期日及び場所
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第二百五十四号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十六年三月十九日

一 届出事項の概要

秋田県知事 寺田典城

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満
湯沢市前森一丁目二番六号

(二) 横手市鍛冶町四番二号
株式会社ニューウエーブ 代表取締役 渡部 澄 生
横手市横手町字一ノ口五十番地五
株式会社横手エスシー 代表取締役 佐々木 雄 一
横手市鍛冶町四番二号
大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピータウン横手
横手市横手町字一ノ口十の一ほか
変更しようとする事項

(三) 荷さばき施設的位置及び面積
(1) 変更前 八百四十七・七平方メートル
イ 変更後 八百六十五・七平方メートル
(2) 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
ア 変更前 七十六・五立方メートル
イ 変更後 七十八・五立方メートル
(3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 株式会社日敷
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
よねや商事株式会社ほか五者
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 翌日午前零時
株式会社しまむら
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
株式会社ワンダーゾーン
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
株式会社ニューウエーブ
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
株式会社日敷
イ 変更後
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
よねや商事株式会社ほか五者
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 翌日午前零時
株式会社しまむら

イ 変更後

株式会社日敷
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
よねや商事株式会社ほか五者
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 翌日午前零時
株式会社しまむら

- 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
 - 株式会社ワンダーゾーン
 - 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
 - 株式会社ニューウエーブ
 - 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
 - 有限会社タカハシカンパニー
 - 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
- (四) 変更する年月日
平成十六年七月十九日
- (五) 変更する理由
新規店舗の導入による
- 二 届出年月日
平成十六年一月三十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年三月十九日から同年七月二十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊満
湯沢市前森一丁目二番六号
 - よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆一
横手市鍛冶町四番二号
 - 株式会社ニューウエーブ 代表取締役 渡部 澄生
横手市横手町字一ノ口五十番地五
 - 株式会社横手エスシー 代表取締役 佐々木 雄一
横手市鍛冶町四番二号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピータウン横手
- (三) 横手市横手町字一ノ口十の一ほか
変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前 株式会社日敷ほか九者
イ 変更後 株式会社日敷ほか十者
- (四) 変更の年月日
平成十五年七月十九日
- (五) 変更する理由
新店舗の導入による
- 二 届出年月日
平成十六年三月八日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年三月十九日から同年七月二十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百五十六号
 平成十六年三月十日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり
 争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第
 四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十六年三月十九日

一 事件

秋田県知事 寺田典城

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 諸手当の改善に関する事。
- (三) 要員確保に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十六年三月二十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

- 鹿角市花輪八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
- 北秋田郡鷹巣町花園町十番五号 北秋中央病院
- 能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
- 山本郡山本町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
- 森岳診療所
- 南秋田郡八郎潟町川崎貝保三十七番地 湖東総合病院
- 秋田市飯島字西袋二百七十三番地一 秋田組合総合病院
- 本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
- 大曲市通町一番三十号 仙北組合総合病院
- 横手市駅前町一番三十号 平鹿総合病院

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	二百八十五号	A	B		
			北秋田郡上小阿仁村南沢字餌刺岱三四番地先から字南沢六〇番六地先まで	"	七・〇〇〇一五・〇〇〇	一・二七九
			北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番地先から字村ノ上二七番八地先まで		七・〇〇〇一五・〇〇〇	〇・九五三

湯沢市表町三丁目三番十五号 雄勝中央病院
 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画下水道（大曲市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	新		旧	
	新	旧	新	旧
	二百八十五号	二百八十五号	二百八十五号	二百八十五号
	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番地先から字南沢六〇番六地先まで	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番地先から字南沢六〇番六地先まで	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番地先から字南沢六〇番六地先まで	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番地先から字南沢六〇番六地先まで
	一一・〇〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇〇
	一・〇五四	一・〇五四	〇・九五三	一・〇五四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百五十九号

秋田県知事 寺田典城

県道	新		旧	
	新	旧	新	旧
	横手停車場線	横手停車場線	横手停車場線	横手停車場線
	横手市横手町字梅ノ木後四四〇番地先から四二八番一まで	横手市横手町字梅ノ木後四四〇番地先から四三七番地先まで	横手市横手町字梅ノ木後四四〇番地先から四二八番一まで	横手市横手町字梅ノ木後四四〇番地先から四三七番地先まで
	一一・〇〇〇〇〇	九・〇〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇〇	九・〇〇〇〇〇
	〇・〇六二	〇・〇二〇	〇・〇六二	〇・〇二〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						

県道		新		旧	
本荘岩城線		本荘岩城線		本荘岩城線	
B	A	B	A	B	A
由利郡岩城町亀田大町字肴町二番地先から富田字板敷一九番一 地先まで	由利郡岩城町亀田大町字肴町二番地先から富田字板敷一九番一 地先まで	由利郡岩城町亀田大町字肴町三番地先から富田字板敷一九番一 地先まで	由利郡岩城町亀田大町字肴町三番地先から富田字板敷一九番一 地先まで	由利郡岩城町亀田大町字肴町二番地先から富田字板敷一九番一 地先まで	由利郡岩城町亀田大町字肴町二番地先から富田字板敷一九番一 地先まで
七・〇〇〇～二二三・〇〇〇	四・五〇〇～一六・〇〇〇	七・〇〇〇～八〇・〇〇〇	四・五〇〇～一六・〇〇〇	七・〇〇〇～八〇・〇〇〇	四・五〇〇～一六・〇〇〇
一・六七二	一・四六三	一・六七二	一・四六三	一・六七二	一・四六三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十一号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
鳥海矢鳥線	鳥海矢鳥線	鳥海矢鳥線	"	由利郡鳥海町上笹子字清水平二番六から八番四まで	一〇・四〇〇～三六・五〇〇	〇・三四〇
					一〇・四〇〇～三一・八〇〇	〇・三四〇

二 供用開始の期日 平成十六年三月十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県道	新	旧
	鳥海矢鳥線	鳥海矢鳥線
	由利郡鳥海町上笹子字清水平五番地先から下笹子字柴倉七番一地先まで	
	"	
	一五・八〇〇二八・六〇	一五・八〇〇二八・四〇
	〇・〇三三	〇・〇三三

二 供用開始の期日 平成十六年三月十九日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
県道	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番一地先内		
	杉沢上小阿仁線		北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番二地先から五四番地先まで		
	九・五〇〇一九・五〇	九・五〇〇一三・〇〇	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	〇・〇四八	〇・〇一〇			

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百六十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一 供用開始の区間			

一般国道	百三三号
鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林四五林班え小班地先から字大楽前六八番一地先まで	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林六三林班わ小班地先から字扇ノ平四〇番地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月十九日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百六十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年三月十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	本荘岩城線	由利郡岩城町赤平字川ノ上三三五番三から字向山六〇番地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月十九日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百六十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

公共下水道の名称	阿仁町特定環境保全公共下水道
工事の区間及び区域	幹線管渠 ^{きせん} 北秋田郡阿仁町水無字新町六十四番地一から銀山字上新町四十一番地先まで 終末処理場 阿仁合浄化センター 北秋田郡阿仁町水無字新町五十六番地及び六十四番地一
工事の内容	
工事の完了の日	

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	後藤坂藤里峡公園線	山本郡藤里町粕毛字下長瀬二二九番二地先から字上長瀬一七番まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月十九日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第二百六十七号
 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定による公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

<p>藤里町特定環境保全公共下水道</p>	<p>幹線管渠 山本郡藤里町大沢字豊田百四十九番地から藤琴字藤琴百五十一番地先まで 終末処理場 藤里浄化センター 山本郡藤里町大沢字豊田百四十九番地、百五十番地、百五十一番地、百五十二番地、百五十三番地、百五十四番地、百六十番地、百六十一番地、百六十二番地、百六十三番地、百六十四番地</p>	<p>幹線管渠及び終末処理場の設置 平成十六年三月十九日</p>
-----------------------	--	--------------------------------------

秋田県告示第二百六十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

<p>申請者の住所及び氏名 能代市字高塚六五番地 株式会社サンワ興建 代表取締役 渡部清春</p>	<p>道路の位置の指定箇所 能代市落合字上谷地十八番一の内</p>	<p>道路の延長 七十八・二三メートル</p>	<p>道路の幅員 六・〇メートル</p>	<p>指定年月日 平成十六年三月十日</p>
---	---------------------------------------	-----------------------------	--------------------------	----------------------------

秋田県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 大曲市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大曲都市計画下水道事業 大曲市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

一 収用の部分

昭和五十七年秋田県告示第百六十九号、昭和六十三年秋田県告示第百八十五号、平成三年秋田県告示第百九十六号及び平成十年秋田県告示第百九十二号の事業地に秋田県大曲市四ツ屋字上古道、字中古道、字下古道及び字西下瀬、丸子町、福見町、戸巻町、飯田町、飯田字堰東、字笑ノ口後及び字家ノ前、小貴高畑字首四川及び字中荒所、川目字下野、大曲字福辺内及び字松ノ木を加え、大曲市川原

町、花園町、金谷町、須和町三丁目、日の出町一丁目、日の出二丁目、若葉町、住吉町、飯田字屋舗通地内において事業地を変更する。

二 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十六年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 希望の家

三 代表者の氏名
野方 秀子

四 主たる事務所の所在地
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山二番地二百八十二

五 定款に記載された目的
この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者、障害者やその家族その他の人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、安心して健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十六年三月十二日県営土地改良事業（三ノ渡地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から次のとおり役員の変更があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
伊藤 金義
男鹿市五里合中石字橋本四十四番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡協和町小種土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 理事の変更前の住所及び氏名
仙北郡協和町小種字家の前百四十七番地二

二 理事の変更後の住所及び氏名
仙北郡協和町小種字家の前百四十六番地一

佐藤 一 司

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業（北沢地区一般農動整備事業（山村基幹））
完了年月日 平成十六年二月十二日

二 県営土地改良事業（東福寺地区一般農道整備事業（広域関連））
完了年月日 平成十六年三月二日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき公示する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- （一） 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
- （二） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- （三） 落札者を決定した日
平成十六年二月二十三日

- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社ツルタック 横手市清川町十四
落札金額
七百九十八万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十六年一月二十三日
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月二十三日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 二式
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年十二月二十三日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス 秋田市広面字鍋沼三十七
落札金額
一千三百九十六万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月二十三日
- (三) 落札に係る物品の名称及び予定数量(一ページ当たりの単価契約)
広報紙「県政だより あきた新時代」
年間十二回発行 一回当たり四十一万六千六百
総ページ数 五千三百二十四万八千ページ
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年三月一日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社秋田ソノベ 秋田市土崎港西三丁目八 二十三
落札金額
零 五八八円
- (六) 契約の相手方を決定した手続

- (七) 一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月十六日
- (四) 落札に係る物品の名称及び数量
公衆無線LANシステム 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年三月一日
- (三) 落札者の名称及び住所
北日本コンピュータサービス株式会社 秋田市南通築地十五 三十二
落札金額
六百八十八万四千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月三十日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 四十七台
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年三月一日
- (四) 落札者の名称及び住所
秋田リコー株式会社 秋田市卸町四丁目九 一
落札金額
六百八十七万七千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月三十日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 二十台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

- (三) 落札者を決定した日
平成十六年三月八日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店 秋田市卸町三丁目五
- (五) 落札金額
二百五十二万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年二月六日

平成十六年二月二十六日県営土地改良事業(角間川地区第二工区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第三号
秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(絵画)に指定する。
平成十六年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
紙本着色ファン・ロイエン筆花鳥図 模写	一幅	横手市赤坂字富ヶ沢六一四六 秋田県立近代美術館	秋田県

秋田県教育委員会告示第四号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定に

より、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(歴史資料)に指定する。
平成十六年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
検地図絵及び下絵 二巻		秋田市金足嶋崎字後山五一 秋田県立博物館	秋田県

秋田県教育委員会告示第五号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(考古資料)に指定する。
平成十六年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
地蔵田遺跡出土品 点	二二三三	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下 四ツ小屋遺物収蔵庫 秋田市金足嶋崎字後山五一 秋田県立博物館	秋田県

秋田県教育委員会告示第六号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第三十五条第一項により次の秋田県指定史跡を解除し、第四条第一項の規定により秋田県指定有形文化財(考古資料)に指定する。
平成十六年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	解除に係わる名称	所 在 地	所 有 者
	秋田県指定史跡		

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第一号
 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十六年三月十九日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。

公印の種類、書体、形式及び寸法は、別表第一のとおりとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条関係）

代表監査委員印	監査委員印	公印の種類
楷 ^{かひ}	楷 ^{かひ}	公印の書体
書	書	
秋 田 県 代 表 監 査 委 員	秋 田 県 監 査 委 員	公印の形式
二七ミリメートル平方	二七ミリメートル平方	公印の寸法

魚形文刻石	指定に係わる名称
秋田県指定有形文化財 (考古資料)	
由利郡矢島町七日町字羽 坂六四一	矢島町 教育委員会

事務局長印	監査第一課長印	監査第一課長印
楷 ^{かひ}	楷 ^{かひ}	楷 ^{かひ}
書	書	書
秋 田 県 監 査 委 員 事 務 局 長	秋 田 県 監 査 委 員 事 務 局 監 査 第 一 課 長	秋 田 県 監 査 委 員 事 務 局 監 査 第 二 課 長
二四ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方

附 則
 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄